

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人みどり会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年1月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 評議員会の開催手続は適切に行うとともに、理事会及び評議員会の議事録は決議の省略の場合であっても適切に作成すること。
- ・ 理事の構成について見直しを行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 前回の指導監査で指摘した事項で未改善のものが多数あるので、改善のための措置を講じること。

指摘事項		是正・改善状況
1	<p>決議の省略によった理事会及び評議員会について、少なくとも令和2年度以降のものにつき議事録が作成されていなかった。</p> <p>については、決議を省略した理事会及び評議員会についても、適切に議事録を作成すること。 (法第45条の11第1項、第45条の14第6項) (規則第2条の15第4項、第2条の17第4項)</p>	<p>各理事、評議員から承認を受けていれば良いと理解していた。</p> <p>決議の省略の方法で開催した理事会、評議員会について議事録を作成し保存した。</p>
2	<p>評議員会の開催について、次の不備があった。</p> <p>(1) 決議を省略した令和2年度以降の評議員会について、その評議員会の招集に当たり、理事会で招集に関する決議がされていなかった。</p> <p>については、決議を省略する評議員会においても、理事会にて招集に関する議決を受けること。</p> <p>(2) 理事会において、令和5年度第1回評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件は前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人は、「今後は、評議員会開催前の理事会において、必要事項の決議を行う。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。 (法第45条の9第10項により準用する一般法人法第181条、第182条) (規則第2条の12)</p>	<p>令和6年3月29日開催の理事会において、評議員会に関する承認を受けた。</p> <p>また、評議員会の開催1週間前までに、各評議員に対して招集を通知した。</p>
3	<p>施設を設置する法人にあつては、当該施設の管理者が理事として1人以上選任される必要があるところ、令和3年度の役員改選以降、管理者が理事と</p>	<p>令和6年3月29日の理事会において、役員変更を実施し、園長を理事に追加した。</p>

指摘事項	是正・改善状況
<p>して選任されていなかった（貴法人においては、社会福祉施設たる北条みどりこども園の管理者（園長）を理事とする必要あり。）。</p> <p>ついては、施設経営の実態を法人の運営に反映させる観点からも、施設の管理者を理事として選任すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第44条第4項第3号） （審査基準第3の3（2））</p>	
<p>4 令和5年第1回理事会において、理事及び監事候補者の選任案について議決を受けていなかった。</p> <p>ついては、理事会の議決すべき事項は漏れなく議決するとともに、現在の議事録の記載方法では議決に対する各理事の賛否の状況が判然としないので、各理事の議決の賛否について議事録に明記すること（評議員会の議事録においても同様）。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の14第4項） （規則第2条の17第3項第3号）</p>	<p>令和6年3月29日開催の理事会及び4月12日開催の評議員会において、賛否の状況がわかるように議事録を作成した。</p>
<p>5 事業計画書は、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならないと定款上規定されているにもかかわらず、事業計画書を作成していなかった。</p> <p>ついては、事業計画書を適切に作成するとともに、作成に当たっては、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p style="text-align: center;">（定款第31条）</p>	<p>当こども園の状況等を考慮し事業計画書を令和5年度より作成し、理事会の承認を受けた。</p>
<p>6 令和2年度から令和4年度までの理事会は全て決議の省略によったため、理事長の理事会への職務の執行の状況報告（以下「職務執行状況報告」という。）が行われていなかった。</p> <p>職務執行状況報告は、その重要性に鑑み、理事及び監事の全員にその内容を通知したとしても省略できないものであるから、実際に理事会を開催した上で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上職務執行状況報告を行うこと。</p> <p>なお、本件は前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人は、「今後、理事長が、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとする。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の14第9項において準用する 一般法第98条第2項） （法第45条の16第3項）（定款第17条第3項）</p>	<p>職務の執行状況を、年2回以上理事長が理事会にて報告するようにする。</p>
<p>7 役員の報酬等は、定款上、理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる」と規定している一方、役員等の報</p>	<p>役員等の報酬及び費用弁償規程を見直し、金額を明記した。</p>

指摘事項	是正・改善状況
<p>酬及び費用弁償規定（以下「報酬規程」という。）では、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等の総額の範囲が定められており、理事及び監事に支給できる報酬等の総額が特定できない状態である。</p> <p>については、報酬規程において、理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めること。</p> <p>なお、本件は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>（法第45条の35）（定款第21条）（報酬規程第2条）</p>	
<p>8 経理規程について、次の不備等があった。</p> <p>（1） 社会福祉充実計画に関する規定漏れ。（第13章以降）</p> <p>（2） 計算書類と規定すべきところ財務諸表と規定されているものが複数あった。（第4条、第13条、第58条、第59条、第60条、第61条）</p> <p>（3） 作成すべき附属明細書のうち、拠点区分事業活動明細書が規定漏れ。（第4条第2項、第3項）</p> <p>（4） 拠点区分及びサービス区分において、こども園に移行に伴う名称の改正漏れ。（第5条第4項、第53条第1項）</p> <p>（5） 計算書類及び財産目録の保存は、少なくとも10年で可。（第13条）</p> <p>（6） 減価償却について、「減価償却資産」とすべきところ「原価償却資産」と誤記。また、減価償却の方法について、有形固定資産と無形固定資産が二重に規定。（第53条）</p> <p>（7） 計算書類の注記事項について、次の誤り等があった。（第59条）</p> <p>① 第59条第1項第7号の一部規定誤り。 （誤）基準第3章第4（4）及び（6） （正）基準第22条第4項及び第6項</p> <p>② 「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」の規定漏れ。</p> <p>（8） 計算書類の備置き及び所轄庁への届出に関する規定がない。（第61条以降）</p> <p>（9） 随意契約に関する規定が、随意契約できる場合の予定価格や価格による随意契約の場合の見積徴収について入札通知と整合しない。（第67条）</p> <p>については、所要の規定の整備を行うとともに、上記の事項以外に不備がないか点検を行うこと。なお、規程の整備に当たっては、小規模社会福祉法人向け経理規程例を参考にすること。</p> <p>なお、本件は前回も同様の口頭指摘をしているに</p>	<p>小規模社会福祉法人向けの経理規程を参考に、点検を行い、漏れなどの不備を見直し経理規程を改定した。</p>

	指摘事項	是正・改善状況
	<p>もかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。 (法第45条の24第2項) (会計省令第29条第1項第15号)(入札通知1)</p>	
9	<p>決算修正に関する仕訳について、会計伝票(会計伝票に替えて整備された仕訳日記帳を含む。以下同じ。)によらず、会計事務所が直接処理していた。については、全ての会計処理は、会計伝票により処理すること。 なお、本件は前々回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。 (経理規程第12条)</p>	<p>今後は、会計伝票(会計伝票に替えて整備された仕訳日記帳を含む)により、処理する。</p>
10	<p>経理規程上、減価償却資産は資産別にその取得価額及び減価償却累計額並びにその差額を貸借対照表に計上する(間接法表示)と規定されているところ、貸借対照表には取得価額及び減価償却累計額が計上されていなかった(直接法表示)。 については、計算書類と経理規程の整合性を図ること。 なお、本件は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。 (運用上の取扱い16(3)) (経理規程第53条第5項)</p>	<p>経理規程を改定し、適切に対応する。</p>
11	<p>契約事務について、次の不備があった。 (1) 随意契約において、相見積もり後の業者決定に係る稟議がなく、最低価格による決定か、その他特別な理由による決定か判然としなかった。 については、契約の端緒となる稟議(相見積もりの実施)の後、業者決定についても稟議で決定経過を明らかにすることが望ましい。 なお、価格によらない随意契約を行う場合にあっては、随意契約する理由を稟議等で具体的に明らかにすることが望ましい。 (記載例 ○○○のため、経理規程第67条第1条第○号に該当することから、随意契約することとしたい。) (2) 随意契約したものにつき、契約書が作成されていないもの(契約書を作成すべきところ請書を徴していたものを含む。)及び請書を徴していないものが散見された。 については、100万円を超える契約にあっては契約書を作成するとともに、100万円未満の契約にあっては、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴すること。</p>	<p>(1) 価格によらない随意契約を行う場合にあっては、随意契約にする理由を稟議等で具体的に明らかにする。 (2) 100万円を超える契約にあっては契約書を作成するとともに、100万円未満の契約にあっては、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴</p>

指摘事項	是正・改善状況
<p>なお、(2)は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。 (入札通知1(3)、(4)) (経理規程第67条から第69条まで)</p>	<p>することとする。</p>